

令和7年度

介護保険施設等集団指導資料

(令和 8 年 1 月 16 日 送付)

東根市 福祉課 介護保険係

目 次

1 法令遵守と実地指導について	1
2 変更・廃止・休止及び介護給付費算定に係る体制等に関する届出について ..	2
3 指定更新について	7
4 事故報告について	8
5 新型コロナウイルス等の感染症への及び非常災害対策について	14
6 軽度者に対する福祉用具貸与について (居宅介護支援、介護予防支援、小規模多機能型居宅介護 事業所向け) ...	18
7 末期がん等の方への対応について (居宅介護支援、介護予防支援 事業所向け)	21
8 特定事業所集中減算について (居宅介護支援事業所向け)	22
9 処遇改善加算等に係る計画書・実績報告書について (地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業 事業所向け)	33
10 マイナ保険証への移行に伴う要介護認定申請における事務手続きについて	35
11 運営基準に係る措置等の徹底について.....	38
12 介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請届出システム」の導入について	41

13 介護サービス情報の公表制度について……………41

14 個人情報の取扱いの徹底について……………41

1 法令遵守と運営指導について

(1) 介護サービス事業者の責務

介護サービス事業者は、次の理念に基づいてサービスを提供しなければなりません。

- ① 要介護者等利用者の人格を尊重するとともに、指定基準等を遵守し、利用者のために忠実に職務を遂行すること。
- ② 利用者の心身の状況等に応じて適切なサービスを提供すること。
- ③ 提供するサービスを自ら評価することなどによって、常に事業運営の向上に努めること。

(2) 指定の取消等の状況

平成 27 年度から令和 5 年度までに、全国において 800 事業所が指定の取消処分を、673 事業所が指定の効力の停止処分を受けています。

※出典・・・令和 7 年度山形県介護保険施設等集団指導資料

(3) 運営指導（旧 実地指導）

介護保険法第 23 条に基づき、サービスを提供する事業所において、関係者から関係書類等を基に面談方式にて説明を求め、適切なサービスの提供と介護報酬請求の適正化を図ることを目的とします。

2 変更・廃止・休止及び介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

(1) 変更届について

変更があった日から 10 日以内に東根市 福祉課 介護保険係に変更届及び添付資料（変更したことがわかるもの）を提出してください。なお、添付書類については標準添付資料（P 5～6）を参照してください。

なお、提出期限日は変更があった日から 10 日目が閉庁日の場合は、翌開庁日までとします。

(2) 廃止・休止届について

廃止又は休止をするときは、廃止又は休止が決定した段階で市へ連絡をし、廃止又は休止の日の 1ヶ月前までに東根市 福祉課 介護保険係に廃止・休止届を提出してください。

なお、当該届出の日前 1 月以内に当該サービスを受けている利用者が、引き続き当該サービスの利用を希望する場合は、必要なサービスが継続的に提供されるよう、居宅介護支援事業者等、他のサービス事業所その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければなりません。

については、廃止・休止をしようとする事業所は、次ページのとおり廃止・休止の日 2ヶ月前～1ヶ月前の間に必要な措置を行ってください。

【廃止・休止の際の手続きの流れについて】

時 期	具体的な手続き等
廃止又は休止の2ヶ月前～1ヶ月前 (2ヶ月以上前からでも可)	利用者に十分説明のうえ理解を得て、他事業所の紹介、居宅介護支援事業所等との調整等、利用者への継続的なサービス提供のための便宜提供を行う。 ※引継先事業所のない利用者が発生しないようにすること。
廃止又は休止の1ヶ月前まで	下記の書類を東根市福祉課へ届出する。 ○廃止・休止届出書 ○当該事業所のサービス利用者一覧【任意様式】 ○廃止又は休止後の各利用者の他事業所への引継状況一覧(引継事業所名が記載されているもの)【任意様式】 ※この時点で引継先が決定していない利用者がある場合は「現在調整中」等と記載のうえ提出し、引継先が決定した時点(廃止又は休止する日まで)で、改めて引継状況一覧を提出すること。 ※運営法人変更に伴う廃止など利用者へのサービス提供に影響を生じない場合は、廃止・休止届出書のみ提出で構いません。
廃止又は休止日まで	まだ引継先が決定していない利用者がある場合は、改めて引継状況一覧を提出すること。 ※居宅介護支援事業所の場合は他の事業所の請求に影響があるため、請求事務を終了するとともに、返戻等が生じた場合に対応できるようにしておくこと。

(3) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出について

加算の算定を開始する場合は、算定を開始する月の前月の15日までに届出書等を提出してください。

※本市では、サービスの種類を問わず前月の15日までとしていることに注意してください。

※15日が閉庁日の場合は、翌開庁日までの提出とします。

例) 令和8年4月から算定を開始 → 令和8年3月16日(月)まで提出

(3月15日(日)が閉庁日のため、翌開庁日(3月16日)が提出期限となる。)

※算定要件を満たすことを確認するため、資格証の写し等、添付書類等の提出を求められる場合があります(算定の有無等に変更がある加算項目のみ。)

※加算の算定要件を満たさなくなった場合も、速やかに届出を提出してください。

※加算の算定要件を満たさなかった（満たさなくなった）場合に受領していた介護給付費は不正利得となり、返還することになります。また、悪質と判断された場合は指定取消等の処分となることがあります。

(参考) 変更届への添付書類一覧 (地域密着型・居宅介護支援)

項目	変更届への添付書類	留意事項	認知症対応型通所介護 (予防)	小規模多機能型居宅介護 (予防)	認知症対応型共同生活介護 (予防)	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型通所介護	居宅介護支援/介護予防支援
事業所 (施設) の名称	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程	○	○	○	○	○	○
事業所 (施設) の所在地	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所 (施設) の平面図等	○	○	○	○	○	○
申請者の名称	・登記事項証明書	—	○	○	○	○	○	○
主たる事務所の所在地	・登記事項証明書	—	○	○	○	○	○	○
法人等の種類	—	—	○	○	○	○	○	○
代表者 (開設者) の氏名、生年月日及び住所	・登記事項証明書 ・誓約書 (標準様式 6、参考様式 8) ・ (必要に応じて) 資格証及び研修修了証の写し ・経歴書 (小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護のみ)	・代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○	○	○	○	○
登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等	—	○	○	○	○	○	○
事業所 (施設) の建物の構造、専用区画等								
事業所の平面図	・平面図 (標準様式 3)	・平面図 (標準様式 3) は、変更箇所を着色する等の対応を行ってください	—	—	—	—	—	○
事業所の平面図及び設備の概要	・平面図及び設備の概要 (標準様式 3、標準様式 4)		○	—	—	—	○	—
建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要	・建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 (標準様式 3、標準様式 4)		—	○	○	○	—	—
事業所 (施設) の管理者の氏名、生年月日及び住所								
事業所 (施設) の管理者の氏名、生年月日及び住所	・勤務表	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 (管理者の勤務状況がわかる資料 (従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等) の添付でも可とする。) ・管理者の姓、住所、経歴の変更のみの場合は、誓約書は不要	—	—	—	○	○	—
事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所	・管理者の経歴 (標準様式 2) ・誓約書 (標準様式 6・参考様式 8) ・ (必要に応じて) 資格証及び研修修了証の写し ・勤務表		○	○	○	—	—	○
運営規程								
【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者 (職員) の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員/入居定員及び居室数/入所定員	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (参考様式 1) ・ (必要に応じて) 資格証の写し	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 (標準様式 1) については、変更する月のもの (月途中で変更となる場合は、変更する月と翌月分) を添付	○	○	○	○	○	○
【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程							
協力医療機関 (病院)・協力歯科医療機関	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	○	○	○	—	—
事業所の種別	—	—	—	—	—	—	—	—
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援の体制	・左記の変更内容がわかるもの	—	—	○	○	—	—	—
本体施設・本体施設との移動経路等	・左記の変更内容がわかるもの	・当該本体施設の概要並びに施設と当該本体施設との間の移動の経路及び方法並びにその移動に要する時間	—	—	—	○	—	—
併設施設の状況等	・左記の変更内容がわかるもの	・当該併設する施設の概要	—	—	—	○	—	—
連携する訪問看護を行う事業所の名称	・連携する訪問看護事業所一覧 (標準様式 10) ・協力医療機関、施設契約書 (協定書)	—	—	—	—	—	—	—
連携する訪問看護を行う事業所の所在地	・連携する訪問看護事業所一覧 (標準様式 10) ・協力医療機関、施設契約書 (協定書)	—	—	—	—	—	—	—
介護支援専門員の氏名及びその登録番号	・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (標準様式 1) ・介護支援専門員一覧 (標準様式 7) ・介護支援専門員証の写し ・計画作成担当者研修の修了証の写し (小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護のみ)	・「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」は、介護支援専門員の人員配置基準を確認できる情報のみの記載で可 ・就労の終了の場合は、介護支援専門員証の写しは不要 ・認知症対応型共同生活介護においては、「介護支援専門員」を「計画作成担当者」と読み替えてください。なお、計画作成担当者のうち介護支援専門員でない方の「介護支援専門員証の写し」は不要です。 ・氏名のみの変更の場合は、介護支援専門員証の写しのみで可。	—	○	○	○	—	○

※ 変更内容等によっては追加での添付書類や確認等を行うことがあります。

(参考) 変更届への添付書類一覧 (総合事業)

項目	変更届への添付書類	留意事項	訪問型サービス	通所型サービス
事業所（施設）の名称	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程	○	○
事業所（施設）の所在地	—	【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等	○	○
申請者の名称	・登記事項証明書	—	○	○
主たる事務所の所在地	・登記事項証明書	—	○	○
代表者（開設者）の氏名、生年月日及び住所	・登記事項証明書 ・誓約書（標準様式5、参考様式8）	・代表者の姓、住所または職名の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○
登記事項証明書又は条例等	・登記事項証明書又は条例等	—	—	○
事業所（施設）の建物の構造、専用区画等				
事業所の平面図	・平面図	・平面図は、変更箇所を着色する等の対応を行ってください	○	—
建物の構造概要及び平面図	・建物の構造概要（付表2）及び平面図		—	○
利用者の推定数、利用者の定員	・運営規程 ・資格証等の写し（資格が必要な職種のみ） ・事業所の平面図（通所型サービスのみ）	—	○	○
事業所（施設）の管理者の氏名、生年月日及び住所	・誓約書（標準様式5、参考様式8）	・管理者が「常勤」であること ・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所で兼務する他の職種、管理者が兼務する同一敷地内の他の事業所又は施設の名称及び兼務する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。 （管理者の勤務状況がわかる資料（従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表等）の添付でも可とする。） ・管理者の姓、住所、経歴の変更のみの場合は、誓約書は不要	○	○
サービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴	・資格証の写し ※ヘルパー2級の場合は、3年以上介護等の業務に従事したことがわかる書類（経歴書（標準様式7）等）が必要	—	○	—
運営規程				
【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ①従業者（職員）の職種、員数及び職務の内容 ②営業日及び営業時間 ③利用定員／入居定員及び居室数／入所定員	・変更後の運営規程 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表（標準様式1） ・（必要に応じて）資格証の写し	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表（標準様式1）については、変更する月のもの（月途中で変更となる場合は、変更する月と翌月分）を添付	○	○
【変更事項が上記の①～③以外の場合】	・変更後の運営規程		○	○
その他	—	※電話番号やFAX番号等、事業所運営に関わる内容の変更があった場合	○	○

※ 変更内容等によっては追加での添付書類や確認等を行うことがあります。

3 指定更新について

介護保険法の指定を受けた事業所は、指定を受けた日から6年ごとに指定の更新を受けなければ、指定の効力を失うこととなりますので、各事業所において更新申請受付期間内に東根市 福祉課 介護保険係に更新申請書を提出してください。

(1) 更新申請受付期間について

指定の有効期間の最終日の2ヶ月前の日から1ヶ月前の日の前日まで

例) 指定の有効期間の最終日：令和8年3月31日の場合

指定更新申請受付期間：令和8年1月31日から令和8年2月27日まで

※1ヶ月前の日の前日が閉庁日の場合は翌開庁日までとします。

(2) 提出書類

① 指定更新申請書

② 欠格事由に該当しない旨の誓約書

※欠格事由とは以下のとおりです。

- ・地域密着型サービス事業所：介護保険法第78条の2第4項
- ・居宅介護支援事業所：介護保険法第79条第2項
- ・地域密着型介護予防サービス事業所：介護保険法第115条の12第2項
- ・介護予防支援事業所：介護保険法第115条の22第2項
- ・介護予防・日常生活支援総合事業者(第一号事業)：介護保険法第115条の45の5第2項に規定する厚生労働省令で定める基準(介護保険法施行規則第140条の63の6)

③ 暴力団等に該当しない旨の誓約書

④ 介護支援専門員一覧(該当するサービスののみ)

※該当するサービス：小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、居宅介護支援、介護予防支援

(3) 提出先

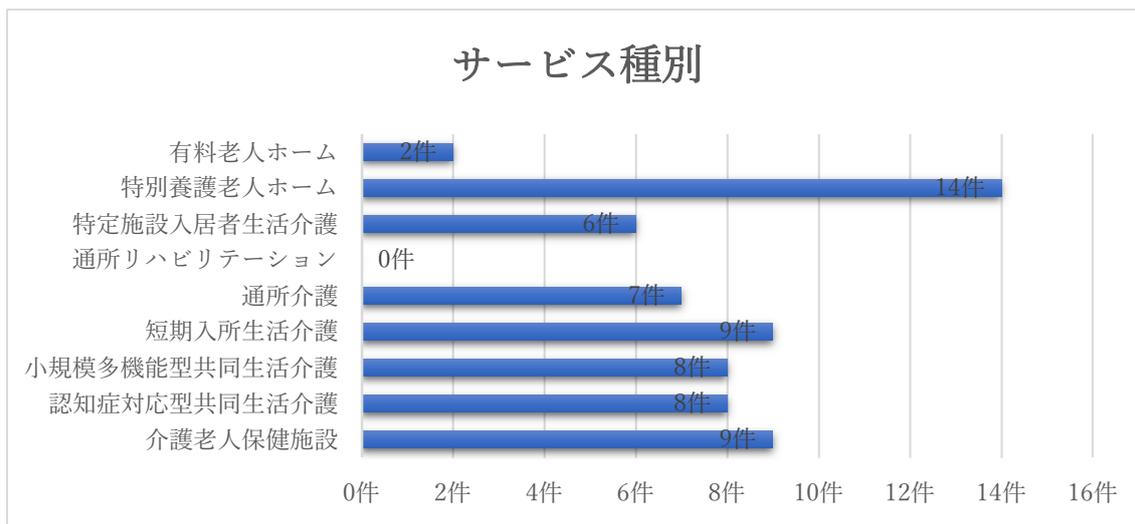
東根市 福祉課 介護保険係

4 事故報告について

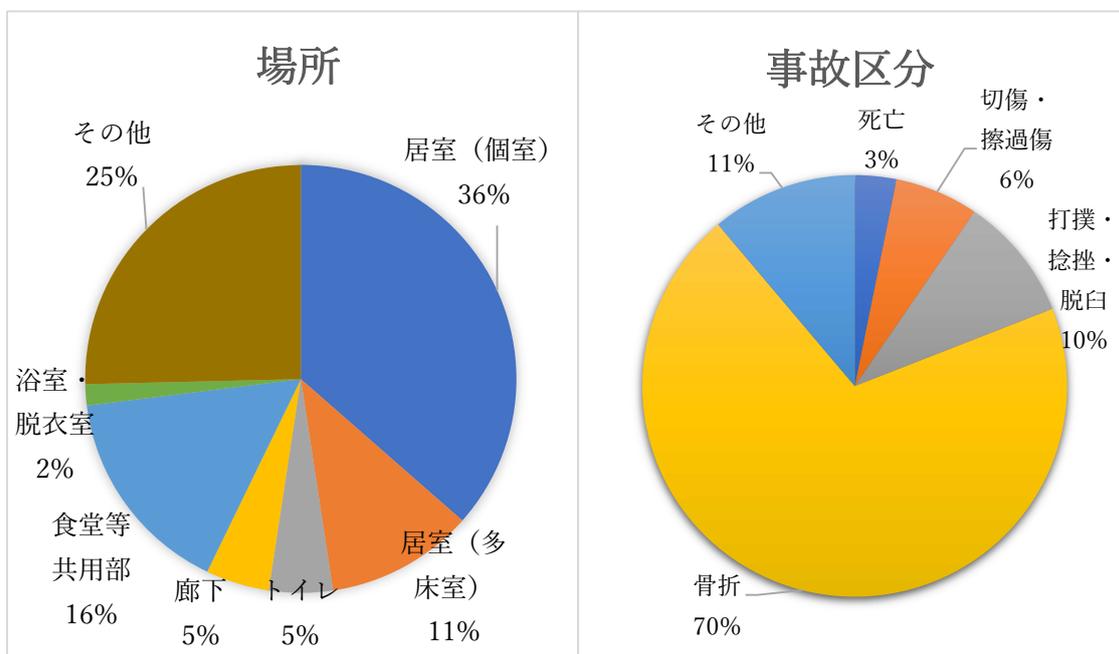
(1) 令和6年度 事故発生状況について

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間に、東根市に提出された事故報告書の集計結果（63件）をお知らせします。

① サービス種別ごとの発生件数



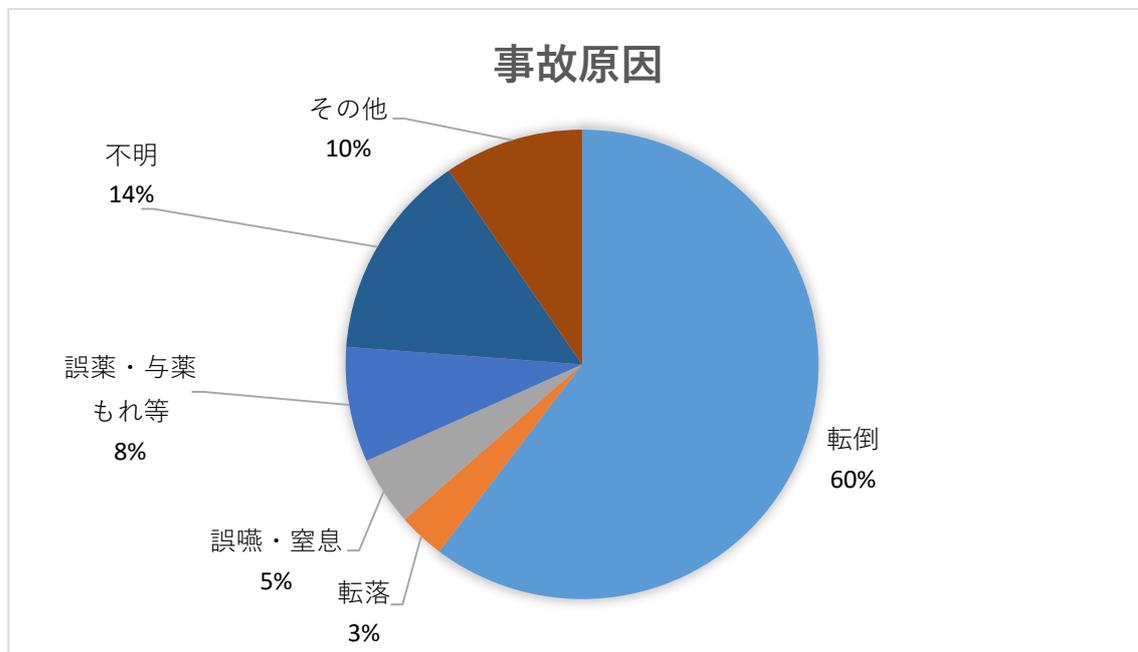
② 事故発生場所及び診断内容について



事故発生場所について、居室が全体の半数となっています。「その他」は、発生場所が特定できなかったもの等です。

診断内容について、半数以上が「骨折（44件）」となっております。

③ 事故の種別について



事故の原因は、「転倒」が6割を占めております。

なお、「不明」については、原因が推察はされるが、明確に特定されていないものを含んでいます。

(2) 事故報告基準及び報告方法等について

本市の事故報告の取扱いについて、P10～11 のとおり整理しましたのでご確認ください。

東根市介護サービス事業所等における事故報告の取扱いについて

1 事故報告について

介護サービスの提供中に事故が発生した場合は、各指定サービス等に係る基準省令で定める「事故発生時の対応」の対応を速やかに行ってください。

今般、「事故発生時の対応」にある「市町村への連絡」について、以下のとおり整理しましたので報告が必要な事故が発生した場合は、利用者及び職員の安全確保を行ったうえで報告を行ってください。

2 事故の定義

(1) 重大事故

①死亡、重篤状態

- ・事故発生原因の如何は問わない（利用者自身の転倒等による事故も含む）。
- ・窒息による死亡等事故を含む。
- ・送迎中の事故により第三者が死亡、重篤状態となった場合も含む。
- ・原因が単なる病気によるものは報告不要（ただし、後日、利用者及び利用者家族等とのトラブルが発生する恐れがあるものについては、報告してください）。

②一定程度の後遺障害、一酸化炭素中毒（事故発生原因の如何は問わない）

③利用者の行方不明

※事業所で行方不明と判断したもの（外部機関への要請の有無・発見されるまでの時間は問わない）。

④火災の発生

⑤自然災害（地震、風水害等）による人的被害、建物の損壊（損壊程度は問わない）及び避難状況等の被災状況

※災害時情報共有システムにて被災状況を報告した場合は、事故報告は不要とする。

(2) その他の事故

①医療上の治療を受けた場合

- ・医師（施設内の医師（配置医も含む。））の診断を受け、投薬、処置等何らかの治療が必要になった場合をいう。
- ・利用者自身の転倒による怪我也含む。
- ・送迎中の事故により、第三者が負傷した場合も含む。

②死亡等につながる恐れがある場合

- ・物品等（飲食物以外）の重要な部分に破損・故障・汚染・変質等の劣化が生じた事態
- ・飲食物に毒物・劇物等が含有・付着した事態
- ・窒息その他生命・身体に著しい危険が生じた事態

③施設内での誤薬・与薬漏れ

④第三者による建物損傷

⑤施設内での盗難

※ 消費者安全法（平成21年法律第50号）において、地方公共団体の長は消費者事故等に関する情報を得たときは、消費者庁長官に対して通知しなければならないこととされております。

介護サービス事業所等においては、消費（役務）安全性を欠くことが疑われる事故が発生した場合となります。

- ・（1）重大事故のうち通知対象となる事故
 - ①、②、④のうち、消費（役務）安全性を欠くことが疑われる事故
- ・（2）その他の事故のうち通知対象となる事故
 - ①（うち治療期間30日以上を負傷・疾病に限る）及び②の事故のうち、消費（役務）安全性を欠くことが疑われる事故

（3）報告が不要なもの

- ①単なる病気による死亡や重篤状態
- ②医療上の治療を受けなかった怪我

※報告が不要なものであっても、利用者及び利用者家族等とのトラブルが発生する恐れのあるものについては、報告してください。

3 報告書の様式

別紙「事故報告書」を使用してください。

4 報告期日

- （1）重大事故・・・事故発生後速やかに市の介護保険担当に連絡を入れるとともに、原則として事故発生当日に報告書を提出してください。ただし、夜間・閉庁日においては翌開庁日とします。
- （2）その他の事故・・・事故発生後1週間以内に報告してください。

5 報告対象

- （1）市内全ての介護保険サービス施設・事業所、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅を報告対象とします。
- （2）市外の介護保険サービス施設・事業所、有料老人ホーム、軽費老人ホーム、養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅については、サービス利用者の保険者が東根市である場合は市の介護保険担当にも報告をしてください。

なお、県所管事業所における事故については、県にも報告書を提出する必要があります。

6 その他

- ・報告書提出後、事故発生時の状況等について、事業所及び関係者等に対し聞き取り及び関係書類の確認、発生場所での状況確認を行う場合があります。
- ・感染症、食中毒発生時については、保健所の報告基準に基づき、保健所及び市の介護保険担当に報告してください。

事故報告書 (事業者→東根市)

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、1週間以内に提出すること
 ※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

<input type="checkbox"/> 第1報	<input type="checkbox"/> 第__報	<input type="checkbox"/> 最終報告
------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

提出日： 年 月 日

1事故 状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日				
2 事 業 所 の 概 要	法人名											
	事業所(施設)名								事業所番号			
	サービス種別											
	所在地								報告担当者の役職及び氏名			
									連絡先電話番号			
3 対 象 者	氏名・年齢・性別	氏名				年齢			性別	<input type="checkbox"/> 男性	<input type="checkbox"/> 女性	
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者			
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ <input type="checkbox"/> その他 ()										
	身体状況	要介護度	<input type="checkbox"/> 要支援1 <input type="checkbox"/> 要支援2 <input type="checkbox"/> 要介護1 <input type="checkbox"/> 要介護2 <input type="checkbox"/> 要介護3 <input type="checkbox"/> 要介護4 <input type="checkbox"/> 要介護5 <input type="checkbox"/> 自立									
		認知症高齢者 日常生活自立度	<input type="checkbox"/> I <input type="checkbox"/> II a <input type="checkbox"/> II b <input type="checkbox"/> III a <input type="checkbox"/> III b <input type="checkbox"/> IV <input type="checkbox"/> M									
対象者について、事故発生以前より職員間で情報共有されていた事項												
4 事 故 の 概 要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記)
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室) <input type="checkbox"/> 居室(多床室) <input type="checkbox"/> トイレ <input type="checkbox"/> 廊下 <input type="checkbox"/> 食堂等共用部 <input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室 <input type="checkbox"/> 機能訓練室 <input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外 <input type="checkbox"/> 敷地外 <input type="checkbox"/> その他 ()										
	事故の種類	<input type="checkbox"/> 転倒 <input type="checkbox"/> 誤薬、与薬もれ等 <input type="checkbox"/> 火災 <input type="checkbox"/> 転落 <input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ抜去等) <input type="checkbox"/> 不明 <input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息 <input type="checkbox"/> 行方不明 <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 異食 <input type="checkbox"/> 送迎中の交通事故										
	発生時状況、事故内容の詳細											
その他 特記すべき事項												

(様式 3)

5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応										
	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応 <input type="checkbox"/> 受診(外来・往診) <input type="checkbox"/> 救急搬送 <input type="checkbox"/> その他()									
	受診先	医療機関名					連絡先(電話番号)				
	診断名										
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷 <input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼 <input type="checkbox"/> 骨折(部位:) <input type="checkbox"/> その他()									
	検査、処置等の概要										
6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況										
	家族等への報告	報告した家族等の続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他()								
		報告年月日	西暦		年		月		日		
	連絡した関係機関(連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他 自治体名() 警察署名() 名称()									
	本人、家族、関係先等への追加対応予定										
利用者について新たに職員間で情報共有した事項											
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)	(できるだけ具体的に記載すること)										
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、再発防止策の評価時期および結果等)	(できるだけ具体的に記載すること)										
9 その他 特記すべき事項											

5 新型コロナウイルス等の感染症への対応及び非常災害対策について

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策について

新型コロナウイルス感染症関連の国及び県からの事務連絡等については、随時メールにて連絡をしておりますので、確認を行ってください。

なお、国及び県が介護事業所等向けに新型コロナウイルス感染対策等をホームページにまとめて掲載しておりますので、適宜参照してください。

【厚生労働省ホームページ】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis
ha/taisakumatome_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis
ha/taisakumatome_13635.html)

(ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉
> 介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ)

【山形県ホームページ】

[https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/jigyosha/tsuuchi/kansen
syo.html](https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/jigyosha/tsuuchi/kansen
syo.html)

(ホーム > 健康・福祉・子育て > 高齢者福祉 > 介護事業者向け > 通知
> 感染症対策・注意報通知)

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策については、以下の介護保険最新情報をご参照ください。

- ・介護保険最新情報 vol. 808
「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」
- ・介護保険最新情報 vol. 881
「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）」
- ・介護保険最新情報 vol. 929
「高齢者施設における感染対策の更なる推進について」
- ・介護保険最新情報 vol. 930
「介護現場における感染対策の手引き（第2版）等について」
- ・介護保険最新情報 vol. 1146
「高齢者施設等における感染対策等について」
- ・介護保険最新情報 vol. 1172
「介護現場における感染対策の手引き（第3版）等について」
- ・介護保険最新情報 vol. 1173
「介護現場における感染対策の手引き（第3版）等の改訂に伴う、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症業務継続ガイドライン」の取扱いについて」

(2) 感染症集団発生時の報告について

山形県では、社会福祉施設等でインフルエンザや新型コロナウイルス感染症、感染性胃腸炎等が集団発生し、16 ページに掲載しております報告基準にあてはまる場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局及び保健所に報告することとしています。

介護事業所等における感染症集団発生時の報告窓口は、福祉課介護保険係になります。

【山形県ホームページ】

<https://www.pref.yamagata.jp/301023/kenfuku/kenko/hokenjo/murayamahokenjo/iryoujyouhou/kansenshoutaisaku/syuudanhassei.html>

(3) 非常災害対策について

事業者は法令等に基づき、非常災害に関する具体的な計画を立て、定期的に避難訓練等を行ってください。

また、浸水想定区域内にある社会福祉施設においては、令和3年5月の水防法（昭和24年6月4日号外法律第193号）改正により、原則年一回以上の避難訓練の実施と訓練実施後概ね一ヶ月を目安とした訓練結果報告（「訓練実施結果報告書（様式例）」はP17を参照）が義務化されたことに留意してください。

感染症が発生したら!?

—報告基準について—

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主幹部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われるもの等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(厚生労働省老健局計画課長通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」(老発第0222001号)平成17年2月22日より抜粋)

※10人(利用者の半数)以上とは、ある特定の時点において有症状者が10人(利用者の半数)以上となった場合です。(最初の患者等が発生してからの累計が10人(利用者の半数)以上となった時ではありません。)

報告基準に達していなくとも、早期に拡大防止策を図る必要があります。数名発生している段階でもぜひご相談ください。

<相談及び報告の方法について>

1. 下記担当まで、まずはお電話でご相談・報告ください。
2. 必要書類をFAXまたはメールでご提出ください。
施設種別と対象の感染症により提出書類が異なります。
ホームページの該当箇所に掲載してある様式をお使いください。
3. 提出いただいた書類を確認後、担当からお電話を差し上げる場合があります。



※夜間・休日の緊急時は、村山保健所代表電話(023-627-1100)にお電話いただくと、セコム(警備会社)につながります。その後、当方よりご連絡させていただきます。

報告先：村山保健所 保健企画課 感染症対策室
TEL 023-627-1105(直通)
FAX 023-627-1126
メール kenkokansatsu@pref.yamagata.jp

6 軽度者に対する福祉用具貸与について

軽度者（要介護1及び要支援1・2）に対する福祉用具貸与について、車いす等の一部の種目は介護保険給付の対象外とされています（自動排泄処理装置については、要介護2・3も対象外）。ただし、軽度者であっても、「厚生労働大臣が定める者（95号告示第25号のイ）」に該当する場合は、貸与費が算定できるものとされています。

また、「厚生労働大臣が定める者」に該当しない場合であっても、医学的所見に基づき市町村の確認を受けることにより、貸与費の算定が可能とされています。

（1）医師からの「診療情報提供書」について

「厚生労働省大臣が定める者」に該当しない場合、本市では「診療情報提供書」等により確認を行っていたところですが、医師から「診療情報提供書」の提供に時間がかかることや、医師と介護支援専門員とのスムーズな意思疎通が図られず「診療情報提供書」の内容から福祉用具貸与の必要性の判断が困難である事例が散見され、結果的に利用者に弊害が生じていたのを踏まえ「診療情報提供書」の参考様式をP19のとおり整理しましたのでご活用ください。

なお、参考様式と同等の内容が確認できれば、任意様式でも対応を可能とします。

（2）福祉用具貸与に係るケアプラン等確認通知書の取扱いについて

本市では令和3年9月10日付け事務連絡（P20参照）にある通り、原則、市が交付する「福祉用具貸与に係るケアプラン等確認通知書」の交付日以降、貸与を可能としております。このため、福祉用具貸与の確認申請が必要な場合は、「診療情報提供書」の交付及び市の確認審査に要する期間を考慮し、余裕のある申請に努めてください。

また、“更新申請により介護度が下がり軽度者となった”あるいは“認定調査の基本調査結果が前回の調査から変わった（例 基本調査1-3：寝返りが「3. できない」から「2. 何かにつかまればできる」となった）”場合等により、軽度者に対する福祉用具貸与の確認申請が必要となるケースがありますので、ご注意をお願いいたします。

診療情報提供書

指定介護予防支援事業者
 指定居宅介護支援事業者：

担当介護支援専門員： 様

氏名	様 (男・女)	生年月日	歳
傷病名			

1. 病状、治療経過等 (具体的に記載してください)

2. (i)~(iii)のうち該当する状態像の記号に○をつけ、下表に○及びチェックをつけてください

- (i) 疾病その他の原因により、**状態が変動しやすく**、日によって又は時間帯によって**頻繁に下表の右欄の状態像**に該当する者 <例：パーキンソン病、重度の関節リウマチ>
- (ii) 疾病その他の原因により、**状態が急速に悪化し**、**短期間のうちに頻繁に下表の右欄の状態像**に該当するにいたることが**確実に見込まれる者** <例：がん末期>
- (iii) 疾病その他の原因により、**身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から下表の右欄の状態像**に該当すると判断できる者 <例：呼吸不全、心不全、誤嚥性肺炎の回避>

	例外給付対象種目 (該当する記号に○をつけてください)	例外給付が認められる状態像 (該当する状態像にチェックをつけてください)
必要な福祉用具	ア 車いす及び同付属品	<input type="checkbox"/> 日常的に歩行が困難 <input type="checkbox"/> 日常生活範囲における移動の支援が特に必要
	イ 特殊寝台及び同付属品	<input type="checkbox"/> 日常的に起き上がりが困難 <input type="checkbox"/> 日常的に寝返りが困難
	ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	<input type="checkbox"/> 日常的に寝返りが困難
	エ 認知症老人徘徊感知機器	<input type="checkbox"/> 意思の伝達、介護者への反応、記憶・理解のいずれかに支障があり、かつ移動において全介助を必要としない
	オ 移動用リフト (除つり具部分) ※昇降座椅子含む	<input type="checkbox"/> 日常的に立ち上がりが困難 <input type="checkbox"/> 移乗に一部介助または全介助が必要 <input type="checkbox"/> 生活環境において段差の解消が必要
	カ 自動排泄処理装置	<input type="checkbox"/> 排便に全介助が必要であり、かつ移乗に全介助が必要
	【備考】	

年 月 日

所在地：

医療機関名：

医師名：

印

事 務 連 絡
令和 3 年 9 月 10 日

東根市地域包括支援センター 管理者 様
東根市内居宅介護支援事業所 管理者 様

東根市健康福祉部
福祉課介護保険係

軽度者の福祉用具貸与について

平素より当市の介護保険事業につきましては、日頃からご協力いただき深く感謝申し上げます。

さて、標記の件について、手続きが適切に行われていない事例が見られましたので、改めて以下の点を周知いたしたく存じます。

原則、市が交付する福祉用具貸与に係るケアプラン等確認通知書の交付日以降、貸与が可能となります。貸与後に申請いただいたとしても、申請日の遡及は行えません。申請日以前に利用していたものは自己負担となりますのでご了承ください。暫定利用の際も同様です。

また、車いす及び車いす付属品、移動用リフトについて、厚生労働大臣が定める者（95号告示第25号のイ）に該当する人は、指定居宅介護支援事業所が貸与理由を示した上でケアプランに位置付けることで、申請せずに利用することができます。

つきましては、申請に不備がある場合、介護給付の対象外となり返還を求める場合があります。事業所ごとに基本的事項や手続きの流れを再確認いただけますよう、お願い申し上げます。

7 末期がん等の方への対応について

末期がん等の方については、状態が急激に悪化し、迅速に介護サービスの利用が必要となる場合があります。居宅介護支援事業所におかれましては、適切な対応をいただいているところですが、改めて以下の点に留意し適切な介護サービスの提供を行っていただくようお願いいたします。

(1) 包括支援センターとの連携について

末期がん等の方については、要介護認定の二次判定が出る前に介護サービスを提供する例（いわゆる、暫定利用）が少なくありません。このため、包括支援センターと居宅介護支援事業所が連携し、対応していくことが重要となりますので、十分な連携と綿密な情報共有を行うようにしてください。

(2) 市への申請・届出等について

末期がん等の方については、早急な介護サービスの利用が求められる場合があり、利用のタイミングによっては市への申請・届出等が時間的に困難となるケースが想定されます。

市に対する申請・届出等が行えなかったため、求められている介護サービスの利用ができないことは、利用者にとって大きな不利益になると考えられます。このため、早急な介護サービスの利用が求められるが、申請・届出等が遅れて対応せざるを得ない等の場合は、早期に市介護保険係へ連絡するようにしてください。

末期がんの方についてはご本人の状態の変化やご家族様の心情の変化により、臨機応変な対応が求められることに留意いただき、ご本人及びご家族の方に適切な対応が取れるようにしてください。

8 特定事業所集中減算について

特定事業所集中減算は、正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合は、減算適用期間のすべての居宅介護支援費について1月につき200単位を所定の単位数から減算するものです(参考 指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)、厚生労働大臣が定める基準(平成27年厚生労働省告示第95号))。

当該減算の取扱いについては、令和4年3月7日付け東福発第2047号(P24~30参照)にて周知したところですが、改めてご確認いただくようお願いいたします。

(1) 「正当な理由」の範囲について

特定事業所集中減算の「正当な理由」の範囲については、前述の令和4年3月7日付け東福発第2047号にて5項目を挙げています。

「① 東根市内における対象サービスの事業所数が、それぞれのサービスにつき5未満である場合」については、市内の訪問介護事業所は現在6事業所であることにご留意ください。

「④ サービスの提供に当たって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、特定の事業者に集中していると認められる場合」及び「⑤ その他正当な理由があると考えられる場合」については、その根拠となる資料等を備える必要があります。介護支援専門員による判断では該当しないことにご留意ください。

(2) 「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」について

居宅サービス計画に位置付けた訪問介護サービス等のいずれかのサービスにおいて、紹介率最高法人の割合が80%を超えた居宅介護支援事業所(休止中を除く)については、「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書(P31~32参照)」を提出期限までに提出を行う必要があります。提出に関しては以下の点について、特にご注意ください。

① 報告には別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」を使用し、報告対象とならない場合でも期間ごとに作成を行ってください。

※事業所で使用しているシステム等で集計がいつでも可能等との理由から、毎月の集計を行わず、所定の報告書による作成を行っていない事例が散見されます。毎月集計を行うことで、紹介率の状況が逐次確認ができますので毎月集計を行い、提出の有無に係わらず報告書の作成を行ってください。作成を行っていない場合、減算対象となる場合があります。

② いずれかのサービスにおいて紹介率最高法人の割合が80%を超えた場合は「正当な理由」に該当する場合であっても、指定された期日までに「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」の提出を行ってください。

※紹介率が80%を超えた場合は「正当な理由」の有無や「正当な理由」の項目を問わず、報告書を提出してください。提出は判定期間ごとの紹介率に応じ判断されます。紹介率が80%を超えていたにも関わらず、提出がなされなかった場合は「正当な理由」が認められる場合であっても、減算対象となる場合があります。

【参考】介護保険最新情報Vol.1304

「居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の適正な適用について」

※特定事業所集中減算については、会計検査院に指摘されていることにもご留意ください。

【厚生労働省ホームページ（介護保険最新情報掲載ページ）】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureis/ha/index_00010.html

東 福 発 第 2047 号
令 和 4 年 3 月 7 日

各指定居宅介護支援事業所管理者 様

東根市健康福祉部福祉課長

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算について（通知）

居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の取扱いについて、本市では下記のとおり取扱いますので、必要な届出を行うとともに、制度の理解、運用に十分御留意くださいますようお願いいたします。

なお、本通知は、令和4年3月1日（令和4年度前期分）から適用することとします。

記

1 特定事業所集中減算の基準等について

別紙「特定事業所集中減算関係法令等」をご覧ください。なお、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年老企第36号、以降「留意事項通知」という。）第3の10の（4）における「正当な理由の範囲」につきまして、本市では次のとおり取り扱います。

【東根市における特定事業所集中減算の正当な理由の範囲】

① 東根市内における対象サービスの事業所数が、それぞれのサービスにつき5未満である場合

※みなし指定の事業所については、当該年度において介護サービス情報の公表の対象となっていない事業所は除外します。ただし、判定期間に新たに指定を受けた事業所で、1月あたりの介護報酬の額が80,000円を超えている場合は、事業所数に含めるものとします。

※事業所数は、それぞれの判定期間の最終月の初日（前期分については8月1日現在、後期分については、2月1日現在）で判断を行います。なお、それぞれの時点での事業所数については、山形県ホームページの「介護保険指定事業者情報」を参照してください。

- ② 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画が20件以下の場合
- ③ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれの対象サービスが位置付けられた計画の件数が1月当たり平均10件以下の場合
(例：計画の件数が1月9件の場合、9件全て同一事業者であっても正当な理由の範囲とする。)
- ④ サービスの提供に当たって指示を受けた主治の医師等との密接な連携を確保するため、特定の事業者集中していると認められる場合
80%を超えたことについて、その詳細な報告を求めるとします。
- ⑤ その他正当な理由があると考えられる場合
80%を超えたことについて、①～④に該当しないが、別に正当な理由がある場合は、その詳細について報告を求めるとします。
(例：サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘定した場合等)

2 特定事業所集中減算に係る報告等

留意事項通知第3の10の(3)による東根市長への書類の提出は、以下によりお願いします。

(1) 報告様式

別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」に必要事項を記入し提出してください(提出したものの控えを必ず保管してください)。

(2) 報告対象事業所

居宅サービス計画に位置付けた訪問介護サービス等のいずれかのサービスにおいて、紹介率最高法人の割合が80%を超えた居宅介護支援事業所(休止中を除く)。

※報告対象とならなかった事業所についても実地指導等で確認することがありますので、期間ごとに別紙様式「居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書」を作成し、5年間は保存してください。

(3) 提出先

東根市福祉課

(4) 提出期限

判定期間が前期分(各年度3月～8月分)：各年度の9月15日

判定期間が後期分(各年度9月～翌年2月分)：各年度の3月15日

※提出期限の9月15日、3月15日が閉庁日の場合は、その翌開庁日が期限となります。

(5) 正当な理由について、1の④又は⑤に該当するものとして理由を記載した場合の取扱い

1の④又は⑤に該当するものとして理由を記載して提出した事業所に対しては、当該理由が適正なものかを個別に判断し、事業所に連絡します。その際に、添付された資

料では不十分だと判断された場合は、追加の資料等の提出を求めることがありますので、あらかじめご了承ください。この場合、追加資料による審査は一度限りとし、追加資料をもってしても理由が不十分と判断された場合でも、更なる追加資料の提出は求めず、それまでに提出された資料により、理由が正当か否かを決定することとします。

また、1の⑤に該当する場合において、事業所の決定に当たり、利用者に対し介護サービス事業所を公正に紹介した上で利用者の希望を勘案したところ、結果的に特定の事業所に集中した場合は、以下の（i）及び（ii）についても提出してください。

（i）当該居宅介護支援事業所が、各利用者及び家族に事業所の紹介する際に用いる、介護サービス事業所の特徴をまとめた一覧

⇒居宅介護支援事業所自らが作成したもの、又は市町村が作成している事業所一覧又はパンフレット（事業所名や所在地だけの一覧ではなく、各事業所が行っているサービス内容や対応、送迎体制などの違いが分かるもの）

（ii）各利用者及び家族に対し（i）により説明した上で、各利用者が事業所を選んだことが分かる書類（任意様式。説明者氏名・説明日、利用者氏名（押印又は署名）、利用者が当該事業所を選んだ理由の記載のあるもの）

※（i）及び（ii）は、減算報告書と併せて5年間保存してください。

※（i）及び（ii）の資料が提出されたことのみで正当な理由と認めるものではなく、資料の内容を踏まえて判断を行います。

特定事業所集中減算関係法令等

○指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第20号）
別表

指定居宅介護支援介護給付費単位数表

居宅介護支援費

イ 居宅介護支援費（1月につき）

注7 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、特定事業所集中減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

○厚生労働大臣が定める基準（平成24年厚労省告示第96号）

83 居宅介護支援費における特定事業所集中減算の基準

正当な理由なく、指定居宅介護支援事業所において前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けられた指定訪問介護、指定通所介護、指定福祉用具貸与又は指定地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えていること。

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企第36号）

第三 居宅介護支援費に関する事項

10 特定事業所集中減算について

(1) 判定期間と減算適用期間

居宅介護支援事業所は、毎年度2回、次の判定期間における当該事業所において作成された居宅サービス計画を対象とし、減算の要件に該当した場合は、次に掲げるところに従い、当該事業所が実施する減算適用期間の居宅介護支援のすべてについて減算を適用する。

① 定期間が前期（3月1日から8月末日）の場合は、減算適用期間を10月1日から3月31日までとする。

② 定期間が後期（9月1日から2月末日）の場合は、減算適用期間を4月1日から9月30日までとする。

(2) 判定方法

各事業所ごとに、当該事業所において判定期間に作成された居宅サービス計画のう

ち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与又は地域密着型通所介護（以下「訪問介護サービス等」という。）が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、訪問介護サービス等それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人（以下「紹介率最高法人」という。）を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算し、訪問介護サービス等のいずれかについて80%を超えた場合に減算する。

（具体的な計算式）

事業所ごとに、それぞれのサービスにつき、次の計算式により計算し、いずれかのサービスの値が80%を超えた場合に減算

当該サービスに係る紹介率最高法人の居宅サービス計画数÷当該サービスを位置付けた計画数

（3）算定手続

判定期間が前期の場合については9月15日までに、判定期間が後期の場合については3月15日までに、すべての居宅介護支援事業者は、次に掲げる事項を記載した書類を作成し、算定の結果80%を超えた場合については当該書類を市町村長に提出しなければならない。なお、80%を超えなかった場合についても、当該書類は、各事業所において2年間保存しなければならない。

- ① 判定期間における居宅サービス計画の総数
- ② 訪問介護サービス等のそれぞれが位置付けられた居宅サービス計画数
- ③ 訪問介護サービス等のそれぞれの紹介率最高法人が位置付けられた居宅サービス計画数並びに紹介率最高法人の名称、住所、事業所名、及び代表者名
- ④ （2）の算定方法で計算した割合
- ⑤ （2）の算定方法で計算した割合が80%を超えている場合であって正当な理由がある場合においては、その正当な理由

（4）正当な理由の範囲

（3）で判定した割合が80%を超える場合には、80%を超えるに至ったことについて正当な理由がある場合においては、当該理由を市町村長に提出すること。なお、市町村長が当該理由を不相当と判断した場合は特定事業所集中減算を適用するものとして取り扱う。正当な理由として考えられる理由を例示すれば次のようなものであるが、実際の判断に当たっては、地域的な事情等を含め諸般の事情を総合的に勘案し正当な理由に該当するかどうかを市町村長において適正に判断されたい。

- ① 居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービスごとでみた場合に5事業所未満である場合などサービス事業所が少数である場合。

（例）訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として10事業所が所在する地域の場合訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても

減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算が適用される。

(例) 訪問介護事業所として4事業所、通所介護事業所として4事業所が所在する地域の場合訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えた場合でも減算は適用されない。

- ② 特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合
- ③ 判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画が20件以下であるなど事業者が小規模である場合
- ④ 判定期間の1月当たりの居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画件数が1月当たり平均10件以下であるなど、サービスの利用が少数である場合

(例) 訪問介護が位置づけられた計画件数が1月当たり平均5件、通所介護が位置づけられた計画件数が1月当たり平均20件の場合訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が80%を超えても減算は適用されないが、通所介護について80%を超えた場合には減算は適用される。

- ⑤ サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者集中していると認められる場合

(例) 利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けている場合であって、地域ケア会議等に当該利用者の居宅サービス計画を提出し、支援内容についての意見・助言を受けているもの。

- ⑥ その他正当な理由と市町村長が認めた場合

【介護報酬Q&A（主なものの抜粋）】

○「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 2）（平成27年4月30日）」の送付について（平成27年4月30日厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、振興課事務連絡【介護保険最新情報vol. 471】）

問35 今般の改定により特定事業所集中減算の対象サービスの範囲について限定が外れたが、1つのサービスにおいて正当な理由がなく80%を越えた場合は全利用者について半年間減算と考えてよいか。

(答)

ご指摘のケースについて、当該サービスについて正当な理由がなく80%を超えた場合は、従前のとおり減算適用期間のすべての居宅介護支援費について減算の適用となる。

○居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて（平成28年5月30日厚生労働省老健局振興課事務連絡【介護保険最新情報vol. 553】）

問 平成28年4月1日から特定事業所集中減算の対象サービスとして地域密着型通所介護

が加わったところであるが、平成28年4月1日前から継続して通所介護を利用している者も多く、通所介護と地域密着型通所介護とを分けて計算することで居宅介護支援業務にも支障が生じると考えるが、減算の適用有無の判断に際して柔軟な取扱いが可能か。

(回答)

平成28年4月1日以降平成30年3月31日までの間に作成される居宅サービス計画について特定事業所集中減算の適用を判定するに当たっては、通所介護及び地域密着型通所介護（以下「通所介護等」という。）のそれぞれについて計算するのではなく、通所介護等のいずれか又は双方を位置付けた居宅サービス計画数を算出し、通所介護等について最もその紹介件数の多い法人を位置付けた居宅サービス計画の数の占める割合を計算することとして差し支えない。

○「平成30年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1) (平成30年3月23日)」の送付について（平成30年3月23日厚生労働省老健局老人保健課、高齢者支援課、振興課、総務課認知症施策推進室事務連絡【介護保険最新情報vol. 629】）

特定事業所集中減算について

問135 平成28年5月30日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（介護保険最新情報Vol. 553）において、特定事業所集中減算における通所介護及び地域密着型通所介護の紹介率の計算方法が示されているが、平成30年度以降もこの取扱いは同様か。

(答)

貴見のとおりである。

居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書

年 月 日

東根市長 殿

所在地
届出者 法人の名称
代表者氏名

事業所名称		事業所番号	0	6							
事業所所在地		電話番号									
事業所管理者氏名		FAX番号									

判定期間	年度 (前期 ・ 後期)	前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計
		後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月	

居宅サービス計画の総数

	「訪問介護」を位置づけた居宅サービス計画数								①
	紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数								②

訪問介護	紹介率最高法人	法人名							
		法人所在地							
		代表者名							
		事業所名	(1)	(2)					
		事業所所在地	(1)	(2)					
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)						%

正当な理由
紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある(令和4年3月7日付け東福発第2047号課長通知第1項①～⑤のいずれかに該当する)場合は記入してください。正当な理由の④又は⑤に該当する場合は、詳細な理由を別紙(任意様式)で提出してください。

	「通所介護」を位置づけた居宅サービス計画数								①
	紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数								②

通所介護	紹介率最高法人	法人名							
		法人所在地							
		代表者名							
		事業所名	(1)	(2)					
		事業所所在地	(1)	(2)					
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)						%

正当な理由
紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある(令和4年3月7日付け東福発第2047号課長通知第1項①～⑤のいずれかに該当する)場合は記入してください。正当な理由の④又は⑤に該当する場合は、詳細な理由を別紙(任意様式)で提出してください。

	「福祉用具貸与」を位置づけた居宅サービス計画数								①
	紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数								②

福祉用具貸与	紹介率最高法人	法人名							
		法人所在地							
		代表者名							
		事業所名	(1)	(2)					
		事業所所在地	(1)	(2)					
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)						%

正当な理由
紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある(令和4年3月7日付け東福発第2047号課長通知第1項①～⑤のいずれかに該当する)場合は記入してください。正当な理由の④又は⑤に該当する場合は、詳細な理由を別紙(任意様式)で提出してください。

	「地域密着型通所介護」を位置づけた居宅サービス計画数								①
	紹介率最高法人を位置づけた居宅サービス計画数								②

地域密着型通所介護	紹介率最高法人	法人名							
		法人所在地							
		代表者名							
		事業所名	(1)	(2)					
		事業所所在地	(1)	(2)					
		紹介率	②÷①×100(小数点第2位以下四捨五入)						%

正当な理由
紹介率が80%を超えたことについて、正当な理由がある(令和4年3月7日付け東福発第2047号課長通知第1項①～⑤のいずれかに該当する)場合は記入してください。正当な理由の④又は⑤に該当する場合は、詳細な理由を別紙(任意様式)で提出してください。

注1 この書類は、すべての居宅介護支援事業所が事業所ごとに作成し、判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存してください。
 注2 この書類は、事業所実地指導の際に確認することがあります。
 注3 欄内に書き切れない場合は、別の紙を利用して書き足してください。
 注4 紹介率最高法人が3事業所以上の事業所を開設している場合は、紹介数の多い上位2事業所を記載してください。

居宅介護支援における特定事業所集中減算報告書(記入例)

年 月 日

東根市長 殿

所在地
届出者 法人の名称
代表者氏名

Table with columns for business name, address, phone number, and a monthly breakdown of service plans (total, home care, nursing, welfare equipment, and local care) with introduction rates and reasons for exceeding 80%.

注1 この書類は、すべての居宅介護支援事業所が事業所ごとに作成し、判定期間後の算定期間が完結してから5年間保存してください。
注2 この書類は、事業所実地指導の際に確認することがあります。
注3 欄内に書き切れない場合は、別の紙を利用して書き足してください。
注4 紹介率最高法人が3事業所以上の事業所を開設している場合は、紹介数の多い上位2事業所を記載してください。

9 介護職員等処遇改善加算等に係る計画書・実績報告書について

令和6年6月より旧加算（介護職員等処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算）が一本化され、新加算（介護職員等処遇改善加算）となりました。これらの加算を算定する場合は、事業年度ごとに「処遇改善計画書」及び「実績報告書」を提出する必要があります。提出先等は下記のとおりですので、下記の通知等をよく確認した上で作成してください。様式は厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

- ・「令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出期限について」（令和7年1月21日介護保険最新情報 Vol. 1346）
- ・「「介護職員等処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」について」（令和7年2月10日介護保険最新情報 Vol. 1353）
- ・「介護職員等処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境等改善事業に係る「介護職員の処遇改善」ホームページの更新について」（令和7年3月7日介護保険最新情報 Vol. 1363）
- ・「「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第2版）」の送付について」（令和7年3月17日介護保険最新情報 Vol. 1367）
- ・「介護職員等処遇改善加算及び介護人材確保・職場環境等改善事業に係る「介護職員の処遇改善」ホームページの更新について（その2）」（令和7年3月31日介護保険最新情報 Vol. 1369）
- ・「介護職員等処遇改善加算等に関する様式例の一部差替について」（令和7年7月7日介護保険最新情報 Vol. 1400）

【厚生労働省ホームページ（介護職員の処遇改善）】

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

（1）提出期限

① 処遇改善加算等計画書

加算を取得する年度の前年度の2月末まで

※年度の途中で処遇改善加算等を取得する場合は、取得しようとする月の前々月の末日まで

② 処遇改善加算等実績報告書

各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月の末日まで

※ ①②の提出期限については、令和8年度以降変更となる場合があります。

（2）提出先 東根市 福祉課 介護保険係

※東根市が指定権者となっている事業所（地域密着型サービス事業所、介護予防・

日常生活支援総合事業事業所) は、東根市に提出が必要です。

※加算を算定している事業所については、利用者の有無に係わらず、計画書・実績報告書の提出が必要です。

10 マイナ保険証への移行に伴う要介護認定申請における事務手続きについて

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が廃止され、マイナ保険証へ移行されることから、介護保険の第二号被保険者の医療保険加入関係の確認方法について、令和7年12月1日付事務連絡にてご連絡差し上げたところです。

今後、第二号被保険者における医療保険加入関係の確認方法については、事務連絡に記載のとおりといたしますので、再度ご確認をお願いいたします。

事 務 連 絡

令和 7 年 12 月 1 日

市内各介護保険施設 施設長 各位
市内各介護保険事業所 管理者 各位

東根市健康福祉部
福祉課介護保険係

第 2 号被保険者（40 歳から 64 歳の方）の要介護（要支援）認定申請における事務手続きについて

平素より当市の介護保険事業につきましては、日頃からご協力いただき深く感謝申し上げます。

第 2 号被保険者の要介護（要支援）認定申請には、加入している医療保険情報が確認できる書類等が必要です。令和 7 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証をご提示いただいても申請をお受けできませんのでご承知おきください。

今後、第 2 号被保険者における医療保険加入関係の確認方法について、下記の通りとします。個人情報の取り扱いには、十分ご注意ください。

記

1. マイナ保険証を保有している場合
下記の（１）～（３）のいずれかの方法により確認します。
 - （１）マイナポータルの「医療保険の資格情報画面（※１）」の提示
 - （２）医療保険者が発行する「資格情報のお知らせ（※２）」（写し可）の提示
 - （３）医療保険者が発行する「資格確認書（※３）」（写し可）の提示
2. マイナ保険証を保有していない場合
医療保険者が発行する「資格確認書（※３）」（写し可）の提示により確認します。
3. いずれもお持ちでない場合
マイナンバーカード（写し可）の提示により、行政手続きにおける特定の個

人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25(2013)年法律第 27号)第 19 条第 8 号の規定に基づく情報照会及び同法第 22 条第 1 項の規定に基づく情報提供により、要介護(要支援)認定申請受理後に本市より確認します。介護保険被保険者証等の発行に 2 週間程度必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※1 窓口にて、スマートフォン等でマイナポータルの医療保険資格画面をご提示ください。

代理人による申請及び郵送による申請の場合、医療保険資格画面を印刷したものを添付してください(医療保険の資格情報画面は PDF 保存が可能です)。

スマートフォン等でのマイナポータルへのログイン方法及び医療保険資格画面の表示方法については、下記 URL にてご確認ください。

<https://img.myna.go.jp/manual/sitemap.html>

※2 医療保険者から、マイナ保険証を保有している者(資格確認書(※3)が交付された者以外)等に対して交付され、氏名・生年月日、医療保険の被保険者番号、保険者情報等が記載されています。

※3 医療保険者から、マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方等に対して交付され、氏名・生年月日・医療保険の被保険者番号・保険者情報等が記載されています。

<問い合わせ先> 東根市健康福祉部福祉課 介護保険係 TEL 0237-42-1111 (内 2169)

11 運営基準に係る措置等の徹底について

(1) 勤務体制・研修機会の確保

令和6年4月1日より、介護サービス事業者において、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられました。

対象サービス：(介護予防)福祉用具貸与、居宅介護支援、介護予防支援を除く全サービス

(2) 身体拘束廃止未実施減算の適用

令和6年4月1日より、身体的拘束等の適正化に係る措置を講じることが義務付けられました。特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、(地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院においては、令和6年4月1日より必要な措置が講じられていない場合、身体拘束廃止未実施減算が適用され、基本報酬から減算されることとなっております。令和7年3月31日までの経過措置の終了に伴い、令和7年4月1日より、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型介護においても、必要な措置が講じられていない場合は、当該減算が適用となります。

身体的拘束等の適正化に係る措置について

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に(年2回以上及び新規採用時)実施すること。

対象サービス：(介護予防)特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(地域密着型)介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(3) 業務継続計画未策定減算の適用

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者が継続して必要な介護サービスの提供を受けられるよう、令和6年4月1日より、業務継続計画の策定等の必要な措置を講じることが義務付けられました。令和7年3月31日までの経過措置の終了に伴い、令和

7年4月1日より、訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援及び介護予防支援においても、業務継続計画未策定減算の適用が開始となりました。業務継続計画の策定等の必要な措置を講じることができていない場合、業務継続計画未策定減算の対象となります。

業務継続計画の策定等の必要な措置について

- ① 感染症及び災害に係る業務継続計画を策定すること。
- ② 業務継続計画について、介護従事者及び介護支援専門員等の従業者へ周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（※1）に実施すること。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うこと。

※1) 研修について、入所系サービスにおいては、年2回以上及び新規採用時、訪問系・通所系サービスにおいては、年1回以上（新規採用時には別に実施することが望ましい）。訓練については、入所系サービスにおいて、年2回以上、訪問系・通所系サービスにおいて、年1回以上。

対象サービス：（介護予防）居宅療養管理指導、（介護予防）特定福祉用具販売を除く全サービス

（4） 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

令和6年4月1日より、全ての介護サービス事業者において、感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じることが義務付けられました。

感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上（施設系サービスについては、おおむね3月に1回以上）開催するとともに、その結果について、介護従事者等の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（※2）に実施すること。

※2) 研修について、入所系サービスにおいては、年2回以上及び新規採用時、その他サービスにおいては、年1回以上（新規採用時には別に実施することが望ましい）。訓練については、入所系サービスにおいて、年2回以上、その他サービスにおいて、年1回以上。

対象サービス：全サービス

(5) 高齢者虐待防止措置未実施減算の適用

(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 特定福祉用具販売を除く全サービスにおいて、令和6年4月1日より、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合、高齢者虐待防止措置未実施減算が適用となります。当該減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に利用者全員について適用となることにご留意ください。

虐待の発生又はその再発を防止するための措置について

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従事者等の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的(※3)に実施すること。
- ④ ①から③までに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

※3) 研修について、入所系サービスにおいては、年2回以上及び新規採用時、その他サービスにおいては、年1回以上及び新規採用時。

対象サービス：(介護予防) 居宅療養管理指導、(介護予防) 特定福祉用具販売を除く全サービス

(6) 掲示

令和7年4月1日より、全ての介護サービス事業者において、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況等の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項をウェブサイト(法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム)に掲載することが義務化されました。

対象サービス：全サービス

12 介護事業所等の指定申請等に係る「電子申請届出システム」の導入について

本市では、令和6年8月19日より「電子申請届出システム」によるオンラインでの申請届出が可能となりました。

オンラインでの申請届出を希望される事業者様はご活用ください。

※従来どおり書面による提出も可能です。

詳細は東根市 HP をご確認ください。

<https://www.city.higashine.yamagata.jp/>

13 介護サービス情報の公表制度について

介護保険法第115条の35の規定に基づき、介護サービス事業者は都道府県知事にサービス内容等の状況を報告し、知事は公表することとしています。その内容を専用のシステムにより WEB 上で公表することにより、利用者やその家族、ケアマネジャーなどが事業所の現況を比較検討し、その中から利用者に合った事業所を選択することができるよう支援することとしています。

事業所が報告し、公表する情報は、基本情報と運営情報があります。基本情報は、職員の体制、サービス提供時間など基本的な事実情報で、運営情報は、介護サービスに関する具体的な取組みの情報です。

公表の対象となる事業所や手続き等については、「令和7年度 山形県介護保険施設等集団指導資料」P59～P64にてご確認ください。

【山形県ホームページ（山形県集団指導について）】

https://www.pref.yamagata.jp/090002/kenfuku/koreisha/jigyosha/houshuukaitei/syuu_dansidou.html

14 個人情報の取扱いの徹底について

介護サービス事業者の個人情報の取扱いについては、43～44ページのとおり、令和6年6月25日個人情報保護委員会事務局監視・監督室、厚生労働省老健局総務課事務連絡「介護サービス事業者における個人情報の適正な取扱いの徹底について（周知）」が発出され、介護サービス事業者は、その取り扱う個人情報の重要性に鑑み、個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適正な取扱いを確保するよう注意喚起がなされているところです。

45ページに掲載しております、安全管理措置や漏えい等報告の方法等の具体的な内容を規定したガイドラインや、研修資料等を再度確認いただくとともに、個人情報の適正な取扱いを徹底していただきますよう、お願いいたします。

事 務 連 絡
令和 6 年 6 月 25 日

各 都道府県 介護保険主管部（局） 御中
市区町村

個人情報保護委員会事務局監視・監督室
厚生労働省老健局総務課

介護サービス事業者における個人情報の適正な取扱いの徹底について（周知）

介護サービス事業者は、利用者やその家族についての個人情報をデータベース化し、事業の用に供していることから、個人情報取扱事業者として、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）に基づく個人情報の取扱いが求められているところです。また、他人が容易には知り得ない要配慮個人情報^(※1)を取り扱う機会も多いと考えられます。

このため、介護サービス事業者は、その取り扱う個人情報の重要性に鑑み、個人データ^(※2)の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な取扱いを確保する必要があります。

しかしながら、個人情報保護委員会への漏えい等報告（法第26条）においては、介護サービス事業者からの報告も含まれており、その中には、要配慮個人情報に関する事案も見受けられる状況です。

（参考）要配慮個人情報に関する介護サービス事業者による最近の漏えい等事案（一部）

- ・ 介護システムのバックアップデータが取れておらず、当該データが滅失した事案
- ・ 介護施設の利用者及び職員の個人情報等を保存したUSBを紛失した事案
- ・ 利用者の個人情報が記載された書類の所在が事業所において不明になっている事案

漏えい等事案の発生は、必要なアクセス制限や取扱状況の確認といった組織的安全管理措置の不備、電子媒体の紛失防止といった物理的安全管理措置の不備、必要なアクセス制御やバックアップの作成といった技術的安全管理措置の不備、従業者に対する研修の不足等が原因と考えられます。

また、「中小規模事業者の安全管理措置に関する実態調査」（令和5年個人情報保護委員会）において回答があった医療・福祉分野の461社のうち、令和2年に法が改正されたことについて「改正したことや改正の内容を知らない」という回答が4割を超え（44.0%、203社）、個人情報の漏えい等報告が義務化されたことを「知らなかった」という回答が8割を超えている（80.5%、371社）一方、「個人情報保護法等（ガイドラインを含む）の理解不足」を課題と考えているという回答が4割を超えている（41.2%、190社）といった状況があります。

こうした状況を踏まえ、各都道府県・市区町村におかれましては、介護サービス事業者において法に基づく個人情報の適正な取扱いが徹底されるよう、管内の介護サービス事業者に対し、別紙に掲げる安全管理措置や漏えい等報告の方法等の具体的内容を規定したガイドラインや研修資料、別添1の民間事業者向け個人情報保護ハンドブック及び別添2の個人データの漏えい等報告に係るリーフレットについて周知を行うとともに、「介護保険施設等の指導監督について」（令和4年3月31日付け老発0331第6号厚生労働省老健局長通知）の別添1「介護保険施設等指導指針」に基づく集団指導等を通じて、安全管理措置の内容や漏えい等報告の義務等について、改めて周知いただきますよう、お願いします。

(※1) 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、心身の機能の障害、健康診断等の結果、医師の診療等の情報が含まれる個人情報をいう(法第2条第3項)。

(※2) 「個人データ」とは、「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう(法第16条第3項)。「個人情報データベース等」とは、特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるように体系的に構成した個人情報を含む情報の集合体、又はコンピュータを用いていない場合であっても、紙面で処理した個人情報を一定の規則(例えば、五十音順、生年月日順など)に従って整理・分類し、特定の個人情報を容易に検索することができるよう、目次、索引、符号等を付し、他人によっても容易に検索可能な状態に置いているものをいう(法第16条第1項、個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)第4条第2項)。診療録等の診療記録や介護関係記録については、媒体の如何にかかわらず個人データに該当する。

以 上

【連絡先】

個人情報保護委員会事務局監視・監督室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-2-1

霞が関コモンゲート西館34階

TEL : 03-6457-9834

E-mail : guidelines.bangou@ppc.go.jp

(参考) 個人情報取扱事業者である介護サービス事業者向け各種資料 (主なもの)

- 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス
(平成29年4月(令和6年3月一部改正)個人情報保護委員会、厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>



- 「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」
(平成28年個人情報保護委員会告示第6号等)

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>



- 「漏えい等の対応とお役立ち資料」(個人情報保護委員会資料)

漏えい等が生じた場合の報告期限や報告が必要な場合について解説しているほか、漏えい等報告フォームが掲載されています。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/leakAction/>



- 「個人情報の研修資料・ヒヤリハットコーナー」
(個人情報保護委員会資料)

個人情報を安全に取り扱うために参考となる情報や、個人情報を取り扱う上で、発生しやすいヒヤリハット事例を紹介しています。

令和2年に改正された個人情報保護法の解説動画も掲載しています。

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/hiyarihatto/>



- 「個人情報の取扱いに関する規律等の整備とお役立ちツールのご紹介」
(個人情報保護委員会資料)

個人データを適正に取り扱うために重要となる、基本方針の策定や安全管理措置の具体的な取扱いに係る規律等について説明しています。

<https://www.gov-online.go.jp/ppc/202209/video-281584.html>



- 「個人情報保護委員会による各種説明会等の開催及び講師派遣について」
(個人情報保護委員会資料)

個人情報保護委員会は、個人情報保護法周知のため、一定人数が集まる事業者団体等が主催する研修会等に講師派遣を行っています。

詳細やお申込みについては、以下のURLをご覧ください。

<https://www.ppc.go.jp/news/pr2/>

